

令和 2 年 6 月 22 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03298

研究課題名（和文）議会による憲法保障としての「政府の憲法解釈」統制機能

研究課題名（英文）Controlling the governmental interpretation of the constitution by the legislature

研究代表者

横大道 聡（YOKODAIDO, SATOSHI）

慶應義塾大学・法務研究科（三田）・教授

研究者番号：40452924

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、「政府」ないし「執行府」の憲法解釈に注目が集まっている近年の日本の状況下において、それを統制するためにはどのような方法があり得るかについて、とりわけ「議会」の役割に注目して検討したものである。

本研究により、議院内閣制を採る日本において、議会による政府の憲法解釈統制は主として政府の立場を明確にさせ、その整合性を問うという形で機能すること、議会もまた法律制定の際に憲法解釈を行っているのであり、内閣提出法案の場合は政治部門の憲法解釈という形を取るということに注意が必要であることなどを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本において、集団的自衛権の行使の一部容認など、政府の憲法解釈が大きな注目を集めた。この政府の憲法解釈の問題を考えるにあたっては、なぜ政府が憲法解釈をすることができるのか、それにはどのような制約があるのか、制約を加える主体は誰なのか、とりわけ議会はどのような役割を担うことができるのかを問う必要がある。さらには、このような憲法解釈に関する問題は、憲法のデザインする統治構造によって表面化の仕方などが変わって来るのかといった点も明らかにしなければならない。本研究は、従来不十分であったこれらの検討を行うものであり、学術的意義と社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）： This research is a study of governmental interpretations of the constitution and the function of the legislature to control these interpretations.

I explain or consider that the role of the legislature in parliamentary cabinet system is mainly let the government make clear their interpretation and ask the consistency of it, and legislature also make their own interpretations of the constitution when they enacted laws.

研究分野：憲法

キーワード：政府の憲法解釈 議会の憲法解釈 制度設計 合憲的な強硬手段

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本では、2014年7月1日の閣議決定により、従来の憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を一部容認する憲法解釈が示され、それに基づいて「安全保障関連法案」が2015年9月に成立した。それ以前にも、民主党政権の下で内閣法制局の憲法解釈が問題視され、長官の答弁禁止をするなどの動きがあり、この間、政府の憲法解釈、さらに内閣法制局の憲法解釈に社会的な着目が集まっていた。憲法学界においても、それに関連する多くの論稿が著されていたところである。

(2) 筆者も、かねてより政府の憲法解釈のあり方についての研究を行っており、そのような研究の必要性和重要性を強く認識していた。他方で、従来の研究では、あるべき解釈の結論を措定し、それとはそぐわない解釈を批判するというものが少なくなく、自身が是とする解釈を政府が行った場合にはそれを称賛し、そうでない場合は批判するなどといった態度も少なからず見受けられた。

2. 研究の目的

(1) 政府の憲法解釈の実体的内容が妥当であるかという点も重要であるが、本研究では、政府の憲法解釈がどのような制度のもとでいかにして行われているのかというメカニズムの部分に着目した。その理由は、この点についての考察が不十分であるということに加え、このメカニズムを明らかにしたうえで検討するのでなければ、政府の憲法解釈に対する統制を十分に構想できないと考えたからである。

(2) 具体的に本研究では、政府の憲法解釈がどのような法的根拠や論理のもとで行われているのかを明らかにしたうえで、それをいかにして統制するのか、そしてその統制の主体は誰であるべきかといった制度的な視点を踏まえて考察することが必要であると考え、特に「国会」ないし「議会」が政府の憲法解釈との関係で果たす役割に着目した。

3. 研究の方法

(1) 当初、比較対象国としてアメリカの状況を中心に研究を行った。アメリカにおいても、特に2001年の9.11同時多発テロ以降に、大統領の憲法解釈とその補佐機関の役割が批判的にクローズアップされていた。それについて論じた学者や実務家による議論が、本研究の問題を検討するにあたって参考になる点が多量に見られたからである。

(2) その後、研究の過程で、政治部門の憲法解釈、とりわけ政府の憲法解釈が「民主主義の危機」ないし「立憲主義の危機」とも結びついていることが指摘されていることを知り、それとの関係で、憲法のデザインそのものにも着目する必要性を認識するに至った。そこで、近時英語圏で盛んになっている政治学や統計学の手法も取り入れた比較憲法学的知見を参考にしながら、憲法のデザインと憲法解釈の実践についての関係などを分析する研究にも目を向けて研究を行った。

4. 研究成果

(1) アメリカでは、政府の憲法解釈とその補佐機関 (office of legal counsel) について、それらがどのように憲法解釈を行い、それを示すのかを明らかにしたうえで、それに対して議会は、政府の憲法解釈とは異なる法律を制定したり、訴訟を提起したりする方法によって政府の憲法解釈の統制を試みていることを明らかにした。

(2) アメリカでは、同格の三権が憲法解釈を戦わせ合うことによって動的な憲法秩序構築が行われているという積極的な見解も見られ、また、憲法解釈が権力闘争の一つになっているという状況も併せて明らかにした。換言すれば、憲法解釈は power grab という視点が欠かれないということであり、政府の憲法解釈を議会が統制するという視点だけでは問題を十分に把握できないことも明らかにしてきた。アメリカの状況については、「アメリカ合衆国における政府の憲法解釈」などによって研究成果を公表した。

(3) また、憲法が各統治アクターに与えている権限を、最大限にまで活用することで軋轢が生まれ、民主主義や立憲主義にとって問題が生じるという視点もまた重要であることを明らかにした。いわゆる constitutional hardball という概念がそれであり、この視点から日本における政府および政治部門の憲法解釈について分析することによって、新たな知見が得られるのではないと思われる。この点に特に関係する研究として、「憲法はどのような「危機」に直面しているのか」などを公表した。

(4) 比較憲法学的な知見からは、政府の憲法解釈が広く行われる憲法の設計があり得ること、その観点から日本国憲法を見てみると、議院内閣制のもとでの議会統制はもっぱら政府見解を明らかにさせ、その整合性を問うというかたちで行われることにならざるを得ないことなどを明らかにした。その観点から重要となるのは、内閣の憲法解釈についての先例であるが、その点については、「内閣と先例 憲法解釈を中心に」などで明らかにした。また、日本における憲法のデザインと戦後70年以上にわたるその運用において、政府部門の憲法解釈が占めたウエイトの大きさなどから、憲法の安定性を説明できるなどとも論じた。この点については、特に、Constitutional stability in japan not due to popular approval にて議論した。

(5) 以上の研究から、政府の憲法解釈の問題を為政者の心構えの問題として議論しているだけでは不十分であり、それを実効的に統制する制度設計 (そこには憲法の再デザインも含まれる)

が必要となるという知見を得るに至った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 Yokodaido Satoshi	4. 巻 20
2. 論文標題 Constitutional stability in japan not due to popular approval	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 German Law Journal	6. 最初と最後の頁 263-283
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.1017/glj.2019.16	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 横大道聡	4. 巻 81
2. 論文標題 内閣と先例 憲法解釈を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 123-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 横大道聡	4. 巻 2419
2. 論文標題 統治構造において「違憲審査制」が果たすべき役割	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 117-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 横大道聡	4. 巻 818
2. 論文標題 アメリカ合衆国における政府の憲法解釈	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 レファレンス	6. 最初と最後の頁 81-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道聡	4. 巻 472
2. 論文標題 探検する憲法 問いから始める道案内 第22回 立憲主義とは何か	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 68-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道聡	4. 巻 470
2. 論文標題 探検する憲法 問いから始める道案内 第20回 どこまで国民は統治に関わるのか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 66-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道聡	4. 巻 469
2. 論文標題 探検する憲法 問いから始める道案内 第19回 どのような統治制度にするのか(下)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 81-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道聡	4. 巻 468
2. 論文標題 探検する憲法 問いから始める道案内 第19回 どのような統治制度にするのか(上)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 70-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道 聡	4. 巻 467
2. 論文標題 探検する憲法 問いから始める道案内 第17回 憲法はどのような「危機」に直面しているのか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 74-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道 聡	4. 巻 466
2. 論文標題 探検する憲法 問いから始める道案内 第16回 憲法はいかにして緊急事態に備えるのか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 57-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道聡	4. 巻 454
2. 論文標題 「探検する憲法 問いから始める道案内 第4回 どのような憲法典を作るのか」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 65-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道聡	4. 巻 455
2. 論文標題 「探検する憲法 問いから始める道案内 第5回 どのように憲法を守るのか」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 76-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田俊弘・横大道聡	4. 巻 460
2. 論文標題 「探検する憲法 問いから始める道案内 第10回 なぜ人権を憲法で保障するのか」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 67-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横大道聡	4. 巻 818
2. 論文標題 「アメリカ合衆国における政府の憲法解釈」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 レファレンス	6. 最初と最後の頁 81-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 オレン・ドイル (横大道聡監訳・瑞慶山広大訳)	4. 巻 767
2. 論文標題 「アイルランドにおける憲法変動」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 46-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 横大道聡	4. 巻 29
2. 論文標題 憲法典の改正と憲法秩序の変動の諸相	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 7-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 横大道聡
2. 発表標題 「内閣と先例 憲法解釈を中心に」
3. 学会等名 日本公法学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 横大道聡
2. 発表標題 「憲法のデザイン」
3. 学会等名 憲法理論研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 横大道聡
2. 発表標題 日米における（裁判所以外の）憲法解釈とその補佐機関
3. 学会等名 国立国会図書館調査及び立法考査局（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 横大道聡
2. 発表標題 憲法典の改正と憲法秩序変動の諸相
3. 学会等名 全国憲法研究会（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 横大道聡
2. 発表標題 比較憲法学から見た日本国憲法
3. 学会等名 北陸公法判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 横大道聡	4. 発行年 2017年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 490
3. 書名 変容するテロリズムと法 各国における 自由と安全 法制の動向	

1. 著者名 横大道聡	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 562
3. 書名 憲法の尊厳 奥平憲法学の継承と展開	

1. 著者名 松尾陽編・横大道聡著	4. 発行年 2017年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 256
3. 書名 『法とアーキテクチャ 法学のアーキテクチャルな転回?』所収「憲法のアーキテクチャ 憲法を制度設計する」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----